

令和3年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年1月28日(木)

午後2時00分開会

Web会議

| 日程 | 議 題 |
|----|----------------------------------|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 第2 | 議案第4号 小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則 |
| 第3 | 議案第5号 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 |
| 第4 | 報告事項 1 令和2年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について |
| | 2 令和2年度働き方改革キャンペーン月間について |
| | 3 子どもを見守る家「カンガルーのポケット」新デザインについて |
| | 4 小金井市学校施設長寿命化計画(案)について |
| | 5 小金井市社会教育関係施設個別施設計画(案)について |
| | 6 その他 |
| | 7 今後の日程 |
| 第5 | 議案第6号 校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について |
| 第6 | 議案第7号 職員の分限処分について |

議案第4号

小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則

小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則を別紙のように制定する。

令和3年1月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市いじめ防止対策推進条例第11条第3項の規定に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）第11条第3項の規定に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる機関等に所属する者その他小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める者により構成される委員20人以内をもって組織する。

- (1) 小金井市立学校
- (2) 委員会及び小金井市
- (3) 東京都小平児童相談所
- (4) 小金井警察署
- (5) 小金井市民生委員児童委員協議会
- (6) 小金井市青少年健全育成地区委員会
- (7) 小金井市立小中学校PTA連合会

2 協議会の委員は、委員会が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議

会に諮って、非公開の決定をすることができる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第5号

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を別紙のように制定する。

令和3年1月28日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第8項の規定に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）第12条第8項の規定に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第12条第2項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (4) 福祉に関する専門的な知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第6条に規定する除斥により過半数に達しなくなったときは、この限りでない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員（第6条の規定により除斥された者を除く。以下この条において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 条例第12条第5項に規定する法第28条調査（以下「法第28条調査」という。）に係る対策委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第5条 対策委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、

会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第6条 対策委員会の委員は、自己又は親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、対策委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門調査員)

第7条 法第28条調査において専門事項を調査するため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置き、調査をさせることができる。

(謝礼)

第8条 専門調査員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門調査員は、調査又は審議を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 対策委員会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年度 働き方改革キャンペーン月間のまとめ

1 目的

1日あたりの在校時間が12時間以上の教員をゼロにする。

学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保する必要がある。教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 期間

令和2年11月1日（日）～30日（月）の1ヶ月間

3 内容

- (1) 教員の勤務時間を出退勤システムにより客観的に把握し、教員が時間を意識した仕事を行う契機とした。
- (2) 長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話した。

4 方法

1ヶ月間教員が出退勤システムで自身の勤務時間管理をした。土日休日の学校への出勤についても、在校時間に含めた。在校時間の合計を勤務しなければならない日数で割った。

5 対象

市立小・中学校の全教員（時間講師を除く・臨時的任用教員を含む）

6 回収数（対象者 419人）

小学校計 299人 中学校計 120人 合計 419人

※ 産休育休中、病休中等の教員はのぞく

7 結果

1日あたりの在校時間が12時間を越える教員は7.6%

※昨年度の働き方改革キャンペーン時の調査では11.6%

8 3年間の推移

(1) 教員全体

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 1日当たりの平均在校時間 | 10時間38分 | 10時間28分 | 10時間13分 |
| 在校時間12時間以上の教員数 | 53人 | 45人 | 32人 |
| 在校時間12時間以上の教員の割合 | 14.1% | 11.6% | 7.6% |

(2) 小学校

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|---------|---------|--------|
| 1日当たりの平均在校時間 | 10時間29分 | 10時間26分 | 10時間3分 |
| 在校時間12時間以上の教員数 | 26人 | 20人 | 6人 |
| 在校時間12時間以上の教員の割合 | 10.4% | 7.9% | 2.0% |

(3) 中学校

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 1日当たりの平均在校時間 | 10時間56分 | 10時間32分 | 10時間30分 |
| 在校時間12時間以上の教員数 | 27人 | 25人 | 26人 |
| 在校時間12時間以上の教員の割合 | 21.4% | 19.2% | 21.7% |

(4) 副校長

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------|---------|---------|--------|
| 1日当たりの平均在校時間 | 11時間37分 | 11時間33分 | 11時間3分 |
| 在校時間12時間以上の教員数 | 3人 | 5人 | 4人 |
| 在校時間12時間以上の教員の割合 | 21.4% | 35.7% | 28.6% |

9 まとめ

本市の働き方改革の評価指標である「12時間以上の在校時間の教員の割合」が昨年度11.6%から4ポイント減って7.6%であった。教員全体の平均在校時間が15分減った。これは、各学校において、校長のリーダーシップのもと教員業務の見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話すなどの成果であると考えられる。

一方、1日の平均在校時間12時間を越える教員が市全体で32人いることや12時間を超える中学校の割合が減少しないなどが課題として残っている。働き方改革の取り組みの更なる充実を図っていく。

教育委員会の今後の日程

令和3年1月28日

| 会 議 名 | 日 時 | 場 所 |
|---------------------------|---------------------|----------|
| 令和2年度 市町村教育委員オンライン協議会 | 2月17日(水) | オンラインで実施 |
| 第3回教育委員会定例会 | 3月30日(火) 午後1時30分 | 801会議室 |
| 退職 校長・副校長の市長への挨拶 | 3月31日(水) | 庁議室 |
| 新補・転補 校長辞令伝達式 及び市長への挨拶 | 4月1日(木) | 庁議室 |
| 第4回教育委員会定例会 | 4月13日(火) 午後1時30分 | 801会議室 |